

裁判員就任義務は信教の自由の保障に反するか

田近 肇（企画委員・岡山大学）

1. 裁判員制度

(1) 裁判員制度に対する好意的評価と否定的評価

制度の施行状況（施行～平成 22 年 5 月末）

裁判員候補者 5 万 2206 人 裁判員 3369 人

判決人員 582 人 終局件数 554 件

朝日新聞社による裁判員経験者へのアンケート調査

「判決に市民感覚が反映された」 75.0 パーセント

「裁判員を経験してみてよかった」 92.1 パーセント

(2) この問題を取り上げる意義

広く考えれば、「宗教への配慮(accommodation of religion)」の問題

信仰を理由として、法令で定められた義務の免除が認められるかどうか

2. 裁判員制度と信仰

(1) 人を裁くということ

(2) 死刑制度の問題

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 2 条 1 項 1 号

「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」

→ 岩本報告（カトリック教会）及び藤丸報告（仏教者）

3. 諸外国の対応

(1) 陪審制（参審制・裁判員制）を採用する国家の対応の類型

①信仰に反して陪審員等になる義務を課したとしても信教の自由の侵害とならない以上、その義務の履行が信仰にとって負担となるとしても、免除は認めない。（強制型）

②信仰に反して陪審員等になる義務を課したとしても信教の自由の侵害となるわけではないが、信仰にとっての負担に配慮して、信仰を理由とする免除を政策的に認める。（政策的免除型）

③信仰に反して陪審員等になる義務を課すことは信教の自由を侵害するとして、信仰を理由とする免除を憲法上認める。（憲法的免除型）

④宗教とりわけ教会が裁判に対して影響力を行使するのを防ぐため、聖職者等には、陪審員等になることを認めない。（排除型）

→ 高畑報告（アメリカ）及び片桐報告（ドイツ）

(2) イギリスの例

刑事法院における刑事陪審制

1974年陪審法

「上級聖職者、あらゆる宗派の正規の聖職者、及び修道院、修道会又はその他の宗教共同体で生活する、あらゆる教団の誓願を立てた構成員」は選任される資格を有しない（別表一第1部C群）。

「この法律の下で召喚された者が召喚に従った出席を免れるべき正当な理由があることを関係官吏に十分示したときは、当該官吏は、その者に対し出席を免除することができる。」（第9条2項）

(3) イタリアの例

重罪院・重罪控訴院における刑事参審制

聖座とイタリアとの間の1929年2月11日政教協約（ラテラノ協約）

「聖職者及び修道者は、陪審の職を免除する。」（第4条）

重罪院の再編成に関する1951年4月10日法律第287号

「宗派を問わず聖職者とあらゆる修道会の修道者」は「参審員の職を受けることができない」（第12条c号）。

(4) フランスの例

重罪院及び少年重罪院における刑事参審制

刑事訴訟法典

「世俗的又は宗教的な種類の道徳的反対は、参審員名簿からの除外を正当化しうる重大な理由とならない。」（第258-1条2項）

しかし、宗教上の理由で参審員となることを拒否する意向を有する者をあらかじめ除外するという運用

4. わが国の現状

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令」（平成20年1月17日政令第3号）第6条

「裁判員の職務を行」うこと等により「精神上……重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があること」

「思想・良心又は信教上の理由から裁判員としての職務を行うことが本人の精神上重大な不利益を与える場合も、辞退が認められ得ることとするものである。」（馬場嘉郎・法曹時報61巻4号23頁）

→ 四宮報告（わが国の現状と課題）